

諮問第1023号、第1024号、第1025号

答申の内容

1 審査会の結論

本件各非開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、令和5年7月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年9月17日に実施機関からそれぞれの理由説明書を、同年11月1日に審査請求人から意見書を収受し、同年9月25日（第184回第三部会）から同年12月16日（第187回第三部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審議の併合について

諮問第1023号から第1025号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

(3) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

※本件は、個人のプライバシーに配慮し、答申の内容を公表するものです。